

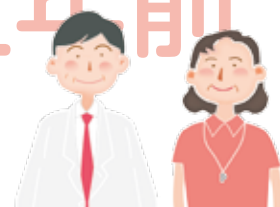
【年金関係手続について】

退職する方は年金手続をお忘れなく！

定年退職者

平成27年3月31日に
定年退職される方誕生日に合わせて手続を
ご確認ください。

定年前退職者

60歳未満で
退職される方全員必ず、「退職届書」を
提出してください。

年金さん

1 昭和29年10月1日以前に生まれた方

既に「退職届書」、「年金決定請求書」等を提出して
いただいております。今後、受給権発生年齢（満61
歳）到達後に順次年金が決まり、「特別支給の退
職共済年金」が支給されます。

※4月1日以降、再就職（厚生年金、私学共済等
に加入）した場合

「就職届書」の提出が必要となります。
必要事項を記入し、新しい就職先で証明を受け、誕生日
の月末までに給付貸付課年金係に送付してください。
提出がないと、年金の決定ができません。提出がない場
合は、年金の支給を保留する場合があります。

2 昭和29年10月2日以降に生まれた方

既に退職届書を提出していただいております。退
職後、待機者登録の処理が完了しますと（概ね2～
3か月後）、自宅に年金待機者登録通知書とパンフ
レットが公立学校共済組合本部から届きます。

その後、61歳の誕生日の約2か月前に公立学校共
済組合本部から年金請求書等が送付されますので、
年金請求手続をしてください。

将来の年金受給に備えて「年金待機者」として登
録するため「退職届書（年金待機者登録届書）」の
提出が必要となります。

対象者

- ①年度末の退職者 ②年度途中の退職者
- ③産育代替教員で組合員期間が1か月以上の退職者

提出書類

「退職届書（年金待機者登録届書）」

ただし、退職後1日も空かず引続き他共済（都共済、
国共済等）や他道府県の公立共済の組合員になる
場合は、転出・異動となります。「退職届書」では
なく、「組合員転出・異動届書」を提出ください。

用紙はコチラから

「退職届書」、「組合員転出・異動届書」の用紙は、
「福利厚生事務の手引」の別冊様式集にあります。
また、公立学校共済組合東京支部ホームページから
ダウンロードすることもできます。

提出方法

退職日の翌日以降、「組合員資格喪失届書」と併せて
給付貸付課資格係に所属所経由で提出してください。
（郵送又は都庁交換便）

お知らせ

3月16、17日に開催した定年前退職者に対する年金説明会の資料を、
公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載しています。

問合せ先 給付貸付課年金係 | 03-5320-6828